

伊方発電所3号炉 高経年化技術評価に係るヒアリング コメント反映整理表<照射誘起型応力腐食割れ>

No	日付	資料名	該当ページ	コメント内容	コメント対応	回答日	完了日
1	2023年12月15日	別冊	42	表2. 3-3(1/2)におけるバップルフォーマボルト等の実機条件の温度(321℃)は、ウラン燃料のみの装荷として評価した温度か。その場合、MOX燃料の装荷を考慮して評価すると何℃になるのか説明すること。 【照射誘起型応力腐食割れの補足説明資料P6の表3に記載の温度も同様】	別冊 炉内構造物 P42の表2. 3-3(1/2)におけるバップルフォーマボルト等の実機条件の温度(321℃)は、1次冷却材温度(原子炉容器出口:Thot)を示したもので、MOX燃料導入前後で変更はない。 なお、321℃はバップルフォーマボルトのおかれている環境が1次冷却材温度(原子炉容器出口:Thot)か1次冷却材温度(原子炉容器入口:Tcold)のどちらの環境であるか示したもので、バップルフォーマボルトの実態の温度を示したのではない。 バップルフォーマボルトの実態の温度は、MOX燃料を考慮したガンマ発熱量(実績炉心の1.1倍としたガンマ発熱量)を熱伝導解析のインプットとすることで考慮されている。	1月29日	
2	2023年12月15日	補足説明資料	11	照射量の算出にあたって、MOX燃料を使用する場合として、1.1を乗じているが、当該1.1倍の技術的な根拠を説明すること。	補足説明資料 別紙2のP2-4に1.1倍の技術的な根拠を追記した。	1月29日	
3	2023年12月15日	補足説明資料	15	炉内構造物の供用期間中検査計画について、炉心内部の点検頻度として、1回/10年としているが、維持規格で定められる頻度以外の頻度(約3年間毎など)で検査を行う計画があれば説明すること。			
4	2023年12月15日	補足説明資料	15	現状保全の判定基準の記載が適切か説明すること。 (先行プラントでは試験項目の異常等がないことを確認する旨の記載になっており、例えば「ボルト締め付け部の緩み」が現行の判定基準から確認していると言えるのか。)	現状保全の判定基準の記載が限定的な表現となっているが、実際の保全は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他欠陥の解釈」に基づき、日本機械学会「発電用原子力設備 維持規格」に準拠した試験方法・試験項目にて遠隔目視検査(VT-3)を計画実施し、同試験項目に基づく手順に従って異常がないことを確認している。 判定基準の表現については、今後適切なタイミングで社内規定の適正化を行う。	1月29日	